

お知らせ

高齢者インフルエンザ予防接種
期間延長について

高齢者インフルエンザワクチン接種期間延長について
お知らせです。

高齢者インフルエンザワクチン接種は 1 月 31 日まで
延長されました。接種期間の延長のみで、対象者の範囲
は変更ありません。

▶対象者

令和 4 年 12 月 31 日までに 65 歳以上となった者、
令和 4 年 12 月 31 日までに 60 歳以上 65 歳未満の者
で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の
日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者
およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常
生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

▶実施期間 1 月 31 日（火）まで

※医療機関の休診日を除く

▶接種回数 実施期間中に 1 回のみ

▶接種費用 自己負担金 1,100 円

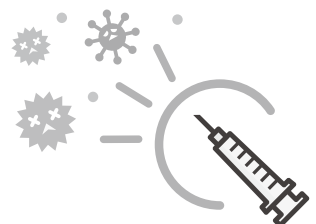
※生活保護受給者は、接種の際、下記問い合わせ先
にて発行する「自己負担金免除証明書」が必要となりま
す。（本人以外が申請する場合は委任状が必要です。）

▶接種の申込先

県内のインフルエンザワクチン接種可能医療機関

■お問い合わせ先

健康福祉課 ☎22-3115
大正 町民生活課 ☎27-0112
十和 町民生活課 ☎28-5112
興津出張所 ☎25-0001



募集

地域福祉計画の意見公募に
ついて

四万十町第 3 期地域福祉計画の意見公募を実施しま
す。

▶意見募集期間

2 月 1 日（水）～2 月 21 日（火）（予定）

▶資料の閲覧方法

本庁舎西庁舎・大正地域振興局・十和地域振興局・興
津出張所の閲覧所・四万十町のホームページ

■お問い合わせ先 健康福祉課 ☎22-3115

ご注意
ください

使用期限
2/28(火)

！ 四万十町家計応援商品券の
使用期限が迫っています！

コロナ禍により原油価格や電気・ガス料
金を含む物価高騰等の影響を受けた町民の
家計の負担軽減を図るため、町内で使用で
きる『四万十町家計応援商品券』（町民一人
当たり 5,000 円分）を令和 4 年 7 月 1 日時
点で四万十町に住民登録のある方に配布し
ています。その商品券の使用期限が迫って
いますので、使い忘れにご注意ください。
※使用期限を過ぎた場合は使用することが
できません。



休日在宅当番医

1/15 (日)	大西病院	☎22-1191
1/22 (日)	くぼかわ病院	☎22-1111
1/29 (日)		
2/5 (日)		
2/11 (土)		
2/12 (日)		
大正診療所でも、休日・夜間の 急患の診療に対応しています。 <u>必ず電話で確認</u> のうえ受診をお願いします。		☎27-0210

！ 休日水道修理当番は窪川地域のみです。
大正・十和地域の方は各地域振興局にお問い合わせください。

大正 地域振興課 ☎27-0111
十和 地域振興課 ☎28-5111



無料相談

（秘密厳守です。）

▶行政相談…【窪川】行政相談員 森 英真 【大正・十和】行政相談員 山本 安弘

内 容	日 時	場 所	お問い合わせ先
人権相談【窪川】	2/1 (水) 10:00～15:00	農村環境改善センター 2 階 第 1 会議室	町民課 ☎22-3117
人権相談【十和】	2/2 (木) 10:00～15:00	コミュニティセンターとおわ	十和 町民生活課 ☎28-5112
1 日行政相談【大正】	2/9 (木) 10:00～12:00	大正地域振興局 2 階 応接室	大正 地域振興課 ☎27-0111
1 日行政相談【十和】	2/9 (木) 13:00～15:00	十和地域振興局 2 階 第 2 会議室	十和 地域振興課 ☎28-5111
1 日行政相談【窪川】	2/14 (火) 10:00～15:00	農村環境改善センター 2 階 第 1 会議室	総務課 ☎22-3111
	3/14 (火) 10:00～15:00		

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止とさせていただく場合があります。



不用品の買い取り・処分について



不用品の買い取り・回収に軽トラックで巡回しているものや、チラシを配布したり、インターネットで広告しているもの
があります。なかには、「無許可」の廃棄物回収業者があり、安易に処理を依頼すると思わぬトラブルや不法投棄、不適正
処理の原因になりますので、注意が必要です。

事例 ① 「不用になった家電品を無料で処分する」と拡声器
で呼びかける軽トラックが通ったので処分を頼んだ
ら、無料のはずが高額な処分費用を請求された。

事例 ② 「不用品を何でも買い取る」という電話があり、不用な
衣類の買い取りをお願いしたら、訪れた際に衣類以外
のアクセサリなど貴金属を出すように求められた。

※家電リサイクル法対象製品（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）は、指定の業者・家電小売店にリサイクル料
を支払って処分する必要があります。家電リサイクル法対象製品の処分方法については、次の広報に掲載します。ごみの出し方
についてご不明な点などございましたらお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 環境水道課 ☎ 22-3119 大正 町民生活課 ☎ 27-0112 十和 町民生活課 ☎ 28-5112